



冠位通考

413
659



門 4 13
號 659
卷

冠位通考

位階乃沿革ハいと下なる世ハ信連 八伴緒ふも職



た世よりして特昇する事ありし故 考卑も家

よはきたるものつり此位ありて礼れりしはハ時乃

勢子ありて考きりいやくありやくきりありのが

もろ事ハありしすれとそいん本も又ハ家この

兵秩はまれりし日本紀をくらに 藤原信物部

連大伴連阿倍信巨勢信々貴族土師連膳信佐

伯連河内信々それありし下ありしと由 教く乃

信連はありしありてはて四造伴造すてけ



冠位通考

一

てハ官卑の取あまふ事なるへ
以上のみは連三選
 考よりりて今
 略推古天皇の初始十二階を定む日本紀云推古天
 皇十一年十二月戊辰朔壬申始行冠位大徳小徳
 大仁小仁大礼小礼大信小信大義小義大智小智
 英十二階並以当色純縫頂撮総如囊而省縁寫と
当色といふ名目ありてはきり別よるまは無一といふの位は
 といふあはる色といふ名目ありてはきり別よるまは無一といふの位は
 縁をありてはけし時被るを定められたるゆゑに當色といふ名目ありては
 必ありと定む一統は冠を制せられたる人の被るものもあはるまは
 小礼といふ名目ありてはきり別よるまは無一といふの位は
 甲の十二階の取あまふ事なるへ
 冠位といふ名目ありてはきり別よるまは無一といふの位は
 ニつはれりてはきり別よるまは無一といふの位は
 況なり不ぬるはきり別よるまは無一といふの位は
 威儀を
 事とありてはきり別よるまは無一といふの位は

如囊とありてはきり別よるまは無一といふの位は
 料之本鳥とありてはきり別よるまは無一といふの位は
本鳥といふ名目ありてはきり別よるまは無一といふの位は
 といふ名目ありてはきり別よるまは無一といふの位は
 此時群臣法氏を十二考よりりてその氏
 と大徳と小徳と大仁と小仁を定めて其
 冠をひきり別よるまは無一といふの位は
は世位記ののりて
 發とするは同一
 冠すするまは無一といふの位は
 之を甲の家よりりて尊卑とて身を終らして同階
 次第昇の位ありてはきり別よるまは無一といふの位は
小徳は中官連何をいふは初依細連波多をいふ
 脚外平祥長大伴連大宅巨勢長大仁
 大上君上毛野君阿曇連上師連大礼小野長とて又大徳は外郎雄麻呂とて若
 け氏といふは長族といふは守舊池とては長とては史の日本書紀よりりて
 所のいふことと其のあり
 癸我はるや大徳とありてはきり別よるまは無一といふの位は
 法氏を十二考よりりて大化三年よりりてのるは

か階のしり不見き。叙位除目をしり常のりきれば省きては
さしいんごのけけの新制とらきそのりよひ
以上のか階は史のれらぬを也。但同帝十四年乙未乃銅像堂の戸

りあきて五通しり領を鞍作鳥といふ人堂の戸を
増たして入たる貴人仁をいひしりあはば人とも
冠を叙位ありし大智小智をいひしりあはば人とも
階せしりこれ別功を賞するありの候所の階制を既
階級を立しれたる人かやむ事してその勢之堅固
の別儀とてしりしりこれ據て昇をの位階とらへりす。
又舒明紀乙未年十月庚子朔食新羅客於朝因給冠
位一級とあるが階せしりしりこれ新羅の使

の儀況とてしりしりこれ叙位をいひしりこれ新叙する
は論が新羅の人をいひしりしり此朝の叙位あるべきを
秘にか階すまきしりしりこれ勸海をの例よして
大使以下海常のしりしり事なれり日賜叙位各有差
けしりあるべきしりかみおつるべきしり文のほしりしり
紀より私記は。大徳今こは位や小徳五位大仁六位小礼六位
大信七位小信七位大義八位小義八位大智九位小智九位とあるは当らる
はすしりしりしりしり即本の日本紀は徳を五位仁
も五位礼を六位信を七位義を八位智を九位とありしり
記はありしりしりしり大いしりしりしりしりしりしり

皆退すもその志ある人々人何ぞ薄きるにあつたを
ひさすし此統よりして此度と名の階を置れはるゝ
ふめりやが口也。凡此の序より二三をきてはる
あまやと有ま。これ世十二階を今廿三十階にあ
うらふあてんとする故をれと十二階と十二と具一三十
階と三十とをえりたれ。さうあてんや。いふ
つとてあまの制度之。今此位階は推して大りの者卑と
礼小礼ハ三位。大信小信ハ五位。大義小義大智小智ハ六位。大
位ハあまのそ。位ハあまのき階をいふ。十二階の下は毒くいふ。先達の
統のそくをいふ。位ハ下の者と對して大信大連といふ。人
のあまのそをいふ。小露頂なるうらうらと對の制とをいふ

あるべきをいふ。三つと无位は白丁といふ。今頂中考の人
とに訂きらといふ事ある。すうハ皇極紀ハ元年十二月
甲午。亥息長呈日廣額。天皇卷是日。小德巨勢。信德太代。
大派皇子。而誅次。小德栗田。信細目代。野守。而誅次。大伴連。
馬飼代。大信。而誅。とあり。德太と馬飼とハ大信の昇人。
細目と菟田野の茶搦。ハ前部領で。ハ人かた。從五位乃
人品といふ。えす。位。す。て。世。世。考。の。谷。川。士。清。日本紀通
證。ハ。北。史。曰。内。位。有。十。等。一。曰。大。德。次。小。德。次。大。仁。次。小。仁。次。大。
義。次。小。義。次。大。礼。次。小。礼。次。大。智。次。小。智。次。大。信。次。小。信。今。按。
松。下。氏。以。北。史。為。是。然。德。則。統。金。體。而。言。故。為。首。仁。礼。義。智。

冠立通考

四

信以木以玉金水為序蓋取諸漢傳記也北史互認とてり。
くふは割とるの事とやありたるは次序を明くの割
度その仁とみれといふ尊鄙考級の名より次假よる
つちもよめなれど高位は當時のさしめぬ下民の國
をよりみへるありきつる端をなれど谷内氏の五行の
序をわけて皇國のをよるふありとて一深なり。
多りのしこ一位二位をもち極のふぬ次は孝徳紀の大化三年制
七色十二階之冠一曰織冠有大小二階以織為之以繡裁
冠之緣服色並用深紫二曰繡冠有大小二階以繡為
之其冠之緣服色並同織冠三曰紫冠有大小二階以紫

為之以織裁冠之緣服色並用深紫四曰錦冠有大小二階
其大錦冠以大白仙錦為之以織裁冠之緣其小錦冠以
小伯仙錦為之以大白仙錦裁冠之緣服色並用真紫五
曰青冠以青絹為之有大小二階其大青冠以大白仙錦
裁冠之緣其小青冠以小伯仙錦裁冠之緣服色並用紺
六曰黑冠有大小二階其大黑冠以車旻錦裁冠之緣其
小黑冠以菱旻錦裁冠之緣服色並用綠七曰建武初位
又名
黑絹為之以紺裁冠之緣其あり十二階と定らた
るは推古のころの十二階よりして建武一階を添はる
初位又名立身あり子位も新加の階とるなり

冠左通序

五

行たる先輩すて推古の十二階との二十階
 川あてをて世度よりつきいの沿革いりしもの
 何の言そや試よんれをいづ織冠備冠ハ二位二位上
 冠を三位錦冠ハ四位五位上符黑冠ハ六位七位八位
 上建武ハ初位ありあり大小冠大小冠をかりりし物位敷
 きて建武を何よありしす
 いしぬ故ぬありあり今くわつる一服色を
 して擬せりし今よん二位ハ儀はよて一位ハ
 上吳なるはけし織冠備冠にも源氏をてくはるぬ
 それをよる制度の沿革しりし一法をい
 へりありあり三位以上をいぬ位ハ織六位以下ハ

緑標をよるもきことなる大いありてはる十階より推古
 の十二階より
つきたるゆえにのけしは洗
 をかきして三十階よりありし此時よりハ橘のそく次第轉
 昇も冠位ありける故よ五月の階を並れたるこ
五月より位の人けしを
 たり入色するをのちをり左右大臣八省百官を並れた
 ろるこの國の郡縣の制度も改られたるは成りし冠位
 轉昇をよるの定かりて推古のり時大徳小徳一位
 上位もき家の人ハハハハ鶴退ハハハ紫小紫位
 上甲ヒキも冠位ありたり故ハ推古のり時
 殿上はさるる只秩をて轉昇も事なきは極位の冠
 をのしをて叙ハ功勞よりて轉昇も位をを上げ

西不置 大化五年夏四月朔甲午於小紫巨勢
 德陀古臣授大紫為左大臣於小紫大伴長德連（名）授
 大紫為右大臣とありは二人にや小徳（名）ハ
才ニの小織（名）亦ありは此が（名）小紫（名）才（名）ありて
 之中 鶴退せしむるに室とて一以てさくして冠位
 を降し人しむる降るもそれと恥す恨みなり次 四五
 としておし人しむる降るもそれと恥す恨みなり次 四五
 本二月の紀 制冠十九階 一曰大織 二曰小織 三曰大繡 四曰小
 繡 五曰大紫 六曰小紫 （名） 七曰大華上 八曰大華下 九曰
 小華上 十曰小華下 （名） 十一曰大山上 十二曰大山下

十三曰小山上 十四曰小山下 （名） 十五曰大し上 十六曰大し
 下 十七曰小し上 十八曰小し下 （名） 十九曰大
 身（名） 二十曰位（名） 二十一曰三階（名） 二十二曰
 心階（名） 二十三曰心階（名） 二十四曰心階（名） 二十五曰心階（名）
 便（名） 二十六曰心階（名） 二十七曰心階（名） 二十八曰心階（名） 二十九曰心階（名）
 中（名） 三十曰心階（名） 三十一曰心階（名） 三十二曰心階（名） 三十三曰心階（名）
 下（名） 三十四曰心階（名） 三十五曰心階（名） 三十六曰心階（名） 三十七曰心階（名）
 年（名） 三十八曰心階（名） 三十九曰心階（名） 四十曰心階（名） 四十一曰心階（名）
 其冠有廿六階 大織 小織 大繡 小繡 大紫 小紫 大華上 大華下 小華上 小華下
 大錦上 大錦中 大錦下 小錦上 小錦中 小錦下 大山上 大山下 小山上 小山下 大し上 大し下 小し上 小し下

し中、小じ下、大建、小建、建、建武を是為廿六階、改前、奉曰

錦、大化の十九階の付錦といひを十九階の付從錦王、加六階、又加

物位一階、為大建、小建、十九階、をを便、

うわ、下、階の階級を階、一色六階といふは、位と

あ、へ、た、て、は、位、五、位、の、上、を、越、階、例、の、す、は、を、な、し、は、て、世、慶、を、

ハ、教、ハ、上、下、上、中、下、ハ、み、ま、く、それ、推、古、の、六、色、十二、階、ハ、も、つ、き、

制度、を、あ、は、れ、と、ふ、三、十、階、ハ、あ、て、と、守、次、ハ、同、事、

十年、の、紀、正、月、甲、辰、東、宮、大、皇、弟、施行、新、位、は、な、と、

大教、天下、具、裁、新、律、令、と、い、ふ、新、令、と、所、謂、近、江、令、を、

に、令、と、い、ふ、世、ハ、こ、て、今、つ、る、は、れ、と、い、ふ、定、ら、れ、と、い、ふ、

事、あ、ら、わ、れ、と、日本、紀、の、十、一、を、考、へ、て、諸、臣、の、位、ハ、三

年、ハ、定、ら、れ、たる、廿、六、階、の、ま、と、も、天、武、元、年、の、紀、内、小、七、位、阿、曇

後、ハ、い、ふ、守、は、不、く、し、り、を、わ、く、これ、今、の、制、度、と、も、な、れ、と、い、ふ、池、の、階、と、い、ふ、

又、同、年、ハ、つ、き、ハ、大、業、位、外、ハ、宗、位、内、ハ、大、錦、外、ハ、小、錦、上、を、い、ふ、階、と、

親、王、諸、王、の、位、を、置、れ、たる、を、推、古、天、皇、の、時、ハ、諸、臣、ハ、行、き、る、を、天、皇、と、親、の、階

頂、を、い、き、ハ、あ、ら、わ、れ、と、有、ら、れ、と、教、を、き、と、その、制、は、な、め、

の、古、物、ハ、多、く、ハ、掌、宗、の、あ、め、を、な、と、これ、今、の、具、ハ、この、名、ハ、位、階、と、

親、王、諸、王、と、い、ふ、は、今、の、衣、服、令、ハ、親、王、諸、王、と、い、ふ、は、今、の、衣、服、令、

親、王、諸、王、と、い、ふ、は、今、の、衣、服、令、ハ、親、王、諸、王、と、い、ふ、は、今、の、衣、服、令、

親、王、諸、王、と、い、ふ、は、今、の、衣、服、令、ハ、親、王、諸、王、と、い、ふ、は、今、の、衣、服、令、

冠、後、通、記、

たるを此令よりゆりしとてなむあそよのりしとて号卑
とあれし色を隔て寸混一そのしとて叙位一様をのり
かまひしなむいづりありきとて位階の名一任二任三任四任
五位五位は侍と改めり三任より五位にゆるぎをばしむるハみな
諸王をのり天武四年の紀ハ小雲美濃王とあり十一年の紀ハもろ
ハ史の純潔をのり淳王と淳君の位は叙位よりありとありあり
へし守持統八年紀ハ淳王廣肆美濃王よりいへり
ある人をもり淳位ハ淳王の位階をのりいへり淳王よりありの
位を並ねり親王の位階ハ並れりしとて天武
紀よりハ親王降位ハ叙したれり天武の制度ハ漸くありしあり
ゆゑに天智の年既ハ親王淳王
と別れたるを天武の年時更ハ親王淳
を混て叙したまふやんといふも三つとて例よりたれり親王
諸王混て叙して親王より一位二位をとりき級よりあり

乃ゆて定むし。天武八年の紀ハ二月己丑吉備大宰石川王病之薨
あり乃て贈二位とていへり諸王二位とていへりハ二位ハ叙位ハ親王の位より
降しハ高き位よりいへり親王より降したるは高き位より降して諸王の二位とていへり
たるをへり以てハ必親王二位の次を親次ハ物よりて必下
はよりなるハ降大恩とありし淳王を親王の位叙したれり次ハ天武紀ハ十四
年春正月丁卯更改親王之号仍增加階級明位二階降位四
階每階有大廣并十二階以前諸王以上之位これとては淳王淳君
親王とて淳王とて淳王ハ高き級ハ叙したりしとてハ親王とて淳王とて各別たり
を別位ハ親王降位ハ淳王とていへりハ高き級の位階定られたる日の紀ハ是日草壁皇太子
尊授淳廣を位大津皇太子授淳廣武位川島皇太子授淳廣皇太子授淳大恭位と
ありて淳王用らるるは越日本紀ハ王とて淳王とて淳王ハ高き級の位階定られたる日の紀ハ是日草壁皇太子
元ハ親王位四階直位四階勅位四階務位四階進位四階進位
四階每階有大廣并十八階以上淳君之位とありしとて
冠位のしとてハ八よりありその色の叙を降りてそれを

正位深紫 三位以上をいふ所の制は三階を但一とす 直位淺

紫 四位五位をいふ所の制は二階を但一とす 勤位深緑 六位 務位淺緑

七位 進位深蒲菊 八位初位 淺蒲菊 九位

十位 最淺者 十一位 たるも 十二位 たるも 十三位 たるも

たるも 十四位 たるも 十五位 たるも 十六位 たるも

たるも 十七位 たるも 十八位 たるも 十九位 たるも

たるも 二十位 たるも 二十一位 たるも 二十二位 たるも

たるも 二十三位 たるも 二十四位 たるも 二十五位 たるも

たるも 二十六位 たるも 二十七位 たるも 二十八位 たるも

たるも 二十九位 たるも 三十位 たるも 三十一位 たるも

たるも 三十二位 たるも 三十三位 たるも 三十四位 たるも

たるも 三十五位 たるも 三十六位 たるも 三十七位 たるも

たるも 三十八位 たるも 三十九位 たるも 四十位 たるも

たるも 四十一位 たるも 四十二位 たるも 四十三位 たるも

たるも 四十四位 たるも 四十五位 たるも 四十六位 たるも

たるも 四十七位 たるも 四十八位 たるも 四十九位 たるも

たるも 五十位 たるも 五十一位 たるも 五十二位 たるも

たるも 五十三位 たるも 五十四位 たるも 五十五位 たるも

たるも 五十六位 たるも 五十七位 たるも 五十八位 たるも

たるも 五十九位 たるも 六十位 たるも 六十一位 たるも

元禄元年

十一

元年の施行せられたる令 どの令 親王四階 諸王 五位以上 諸王

三十階 天武天皇の例に倣ひて 親王四階 諸王 五位以上 諸王

令 どの令 親王四階 諸王 五位以上 諸王

令 どの令 親王四階 諸王 五位以上 諸王

令 どの令 親王四階 諸王 五位以上 諸王

令 どの令 親王四階 諸王 五位以上 諸王

令 どの令 親王四階 諸王 五位以上 諸王

令 どの令 親王四階 諸王 五位以上 諸王

令 どの令 親王四階 諸王 五位以上 諸王

令 どの令 親王四階 諸王 五位以上 諸王

元禄元年

十一

冠換以位記とありし事のはまたいふ所大室のりか
たを正一位従一位とすといふ天武の四十八條の付あり正冠
直冠をといふ所の書とてはさるるをたてし

のさうくありはいふ。け文のよけは正冠直冠といふ書とて一位二

五條の記は明一最をいふ所の記は正冠の考は外位始正冠五位上階終
進冠少物位下階ともありし冠と位とをわけていふべきこといふはけ史
しはけ二二とあれはあつた

つふしをす。との今を本皇考より刊修せられたるめをわく大室よりいふ
磯舟合も大室のすといふを春を改削せしむといふはまきまをわく官位合

故なきにげけのくげ下文ゆては深冠といふ所の記は深冠といふ
とありて冠の色はなすといふはけ何の料より某冠といふ

此の撰史の博士より天武のら付ありて正位直位一位二位

といふ称より冠といふはけをいふたえて。位のよを辨しむ
事よといふ大寶といふは稱ありといふもたる誤りをあつた

今も史に正典よりすよ今も大寶の當時の撰史はた世より
漸りてつらものをいふ合よりりて史を辨るる外は

此一條を辨れ日本紀よりつらものちよ輕かききを
あるはよれをばきしといふも不審千萬をいふ始

深然とていふ一史一條の過失を辨てその千載の
まよひをいふすあるもよの御下正明と院名の

死をいふをいふ

位も大なる差降あり。六位七位ハ上六位を下七位と云ふは、位差あり。又六位七位ハ位差あり。又六位七位ハ位差あり。又六位七位ハ位差あり。物位ハ位下ありし。外六位も位下ありし。遷叙令

凡内外五位以上勅授内八位外七位以上奏授外八位及内
外物位皆官判授あり。同令より勅授の子孫

凡五位以上子孫身者一位凡五位以上子孫身者一位たは位降三位以上位降として父祖の位

ありておろしきあり。會授の子は位下ありし。位下ハ位下ありし。位下ハ位下ありし。

會人ハ位下ありし。會人ハ位下ありし。會人ハ位下ありし。會人ハ位下ありし。

其位ハ位下ありし。其位ハ位下ありし。其位ハ位下ありし。其位ハ位下ありし。

一二條ハ位下ありし。一二條ハ位下ありし。一二條ハ位下ありし。一二條ハ位下ありし。

紀神護景雲元年九月己未。隼人司隼人百六十人。不論有

位者。賜爵一級。其正六位上者。叙上六位上。位下ありし。位下ありし。

上六位上。位下ありし。上六位上。位下ありし。上六位上。位下ありし。

位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。

位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。

位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。

位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。

位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。

位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。

位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。

位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。位下ありし。

たゞ中きもの定めて六はうあさきはしるを
 められぬ義の改冷泉院のうけのさきいふ
 るひて寛弘長和三ののちのちよつきた
 了とせられし事いふのりあるまじや朝野
 群載しむら枚の文書をえん後と長保四年官掌後
 七位上日下部宿祢保隆治暦二年将書後七位上玉手朝長
 輔頼元永三年後六位上秦宿祢氏若木と二人をて
 判ありて停られしありわくやうしむるありしやん
 先世の例をとりてりしやわらんし
 うふきふふふしむるいふ位上とありしは況の虚を
 めりてきふ成功をいれと位とれいふ叙位のあり

おろれしは藤府の尉諸司の三ふをいひきりぬれさうて
 六位よりいふを四の在廳散位六位上と下の紫
 も在廳となし六位いひたすめやうんをて押てか
 のりおきふみおひふいふわんかふしむる
 後からいふきふははは六位七位の位上下の
 階級と再身せりて授ふとさき八百外よき
 めく兵政あり
 外位と正五位上より少物位下まで階ありて内位ゆ位とハ
 位階のりたる外位ふふんとて
 のりゆ位といふ例あり
 といふやうきものをのり奉唐の
 制は親兵官といふは頼重四史といふとあり親ハを

やつ子成たれど外五位に准五位あり外六位に准六位あり
 りるきりしむるや外位といふ義は法令のまこと外官
 のものなりへき料の位なる故外といふ外官といふ郡司軍毅
 持正醫師などもをいふ大宰攝津諸國の典心といふ外官
 ちれども内位の叙するをいふれば法はよれど京をてか
 陽すの故に法令のまこと一に叙して上系して任中の功過よりてか得ずんき
 ハすはたれど外國ありをいふは得ずんき又を幸運に
 つまじくは國よりか得ずんきありと又後内次員人を京よをる物な
 る所の持統もともともありの法をいふ也又後内次員人を京よをる物な
 けり親王の家の家よりて朝廷より頭より者にありけれ
 ん外位の叙するは外國よりありて朝廷の事をいふ上件の色の人
 必外位の叙するは選叙令より散見よりありけり
外位より

叙するは内位の叙するより義解し其内位任
 外職より後叙外位也とありて云々又外位ハ内官より云々

世外 國造 天保二年二月の史より山背國造外位八位上
なりてて國造より下へ奉らる色の人ハ國史より見
 たりを意去つてぬれり

祢豆祀 天平廿年八月己丑八幡祀都後
八位上大神法授外位五位下

保田の酋長 室龜王二年三月丁亥陸奥國上治
郡大領外位五位下伊治公普麻

別功の賞 天平十九年九月己亥河内國人大物位下阿保
連人麻呂錢一十貫越中國人礪波志為志米

好學篤道の 天平十九年五月辛卯外位下
後下前部室公授外位五位上其妻

事 天平十九年五月辛卯外位下
久米舍人妹女

叙するはつて和銅養老のいふて外官の人の外位に

叙するは天平の記より内官より外官の人の外位に

十月丁亥以外位五位下箭集宿祢虫麻呂為大學頭外位

月の史。甲子勅定外五位。祿位階等科。三月はけり。行せしれ。叙するに。時めり。あつて。格文類聚三代格。混雜して叙するに。時めり。あつて。格文類聚三代格。

いふ。文をうけん。守授ふ。

勲位を一等より十二等まで十二階あり。官位令は。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

一。一等八位上。二位。三位。四位。五位。六位。七位。八位。九位。十位。十一位。十二位。

叙法を去りて、唐書とあつた。大坂合戦に唐令をよめられたるものを、唐書とあつた。加轉のほろろりして軍功の賞を、唐書とあつた。のめ文を、唐書とあつた。四史に軍功の賞をして、唐書とあつた。勲位を授けりたる事、唐書とあつた。

可^レに、唐書とあつた。文位を、唐書とあつた。天平寶字四年の紀、唐書とあつた。正五位下藤原惠見朝臣朝攝等、唐書とあつた。教導亮、唐書とあつた。後皇化不勞、唐書とあつた。戦造、唐書とあつた。既了、唐書とあつた。巨擢朝攝特授從四位下、唐書とあつた。ある、唐書とあつた。鎮撫の賞を、唐書とあつた。唐書よハハ、唐書とあつた。以功授者、唐書とあつた。勲位と、唐書とあつた。又天平寶字八年九月己巳、唐書とあつた。杜麻連、唐書とあつた。皇授上忌寸川田麻呂、唐書とあつた。從四位下紀朝臣船身、唐書とあつた。從五位下と、唐書とあつた。島屋と川田麻呂と、唐書とあつた。勲位押勝り、唐書とあつた。訓儒麻呂を、唐書とあつた。勲位と、唐書とあつた。貴和と八夫田都亮と、唐書とあつた。勲位と、唐書とあつた。勲見たる勲位の人々、唐書とあつた。軍功を、唐書とあつた。人々、唐書とあつた。勲見たる勲位の人々、唐書とあつた。軍功を、唐書とあつた。人々、唐書とあつた。勲見たる勲位の人々、唐書とあつた。軍功を、唐書とあつた。人々、唐書とあつた。

唐書とあつた。勲四等、唐書とあつた。あり、唐書とあつた。ハト、唐書とあつた。法接と、唐書とあつた。賞いと、唐書とあつた。以功授者、唐書とあつた。や、唐書とあつた。ん、唐書とあつた。古事記の序、唐書とあつた。太朝臣安麻呂と、唐書とあつた。勲四等、唐書とあつた。あり、唐書とあつた。雲風記の郡司の連署、唐書とあつた。勲位と、唐書とあつた。常、唐書とあつた。たる、唐書とあつた。ハ必、唐書とあつた。軍功の賞と、唐書とあつた。天平神護元年四月七日の叙位、唐書とあつた。正三位諱、唐書とあつた。光仁天皇、唐書とあつた。並授勲二等、唐書とあつた。五人との、唐書とあつた。授從三位池上女王勲二等、唐書とあつた。奉隨狀治賜人毛、唐書とあつた。在、唐書とあつた。御軍、唐書とあつた。依天治賜人毛、唐書とあつた。在、唐書とあつた。軍、唐書とあつた。八、唐書とあつた。漢路の常、唐書とあつた。廢止の、唐書とあつた。惠見仲麻呂伏誅の、唐書とあつた。

源氏通考

十九

けてその叙人の中より男中を一人和氣王山村王藤原蔵
 下麻呂を一人勲功に一人をきしとえたりと光仁天皇藤
 原真直を備真備を一人と云々の人なり軍功の賞を以て大將軍と
 ありてきし事通の四史よりえけるなりと
 必しその事ありて云々の事多しとて其官八進捕
 殺獲の功ありてきしありたりと仲麻呂の孫及教是
 一人たりたりと云々の便あり一人ありたりとせん賀陽臣
山王女素原連嶋吉田進八吉女
かしくも廢立及進よりなるべき
 疎くも云々の事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 けり何と云々の授る事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 て、この國の物事を尋ねるは、大度典司勲部中の修す

九任鎮勲任は任儀、鎮は鎮儀、未授身已者、其勲依例加授其餘
 況勲未授身已者不在叙限とあり、況勲といふは何と云々の事ありたりと
 況勲位を云々の事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 況勲も有るなりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 斬りたるなりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 を四位の人の勲五考六考を常しと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 のためものなりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 長相なりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 死を犯したるなりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 るべきありと云々の事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
 わりたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと云々の事ありたりと
よりの恩賜のもの給りてきし事なり西處ありてきし事なり
しきし事なりはきし事なりをきし事なりをきし事なりをきし事なり

朝の諸は度の書と所見か... 給ら... 今條尔
准據する。久、等、三位、同一、世田町。二考、後三位、同一、
世田町... 官位... 食封位...
食封位、臨時、令、兼、上、二年、若、則、停、給、あり、其、後、位、を、敷、功、の、子、を、
加、轉、する、は、い、上、日、の、等、を、い、い、め、り、等、位、に、い、れ、ら、る、り、也、
唐國の割
度、水、業、田、として、上、柱、畑
十二、轉、ハ、皇、初、の、熟、つ、考、あり、
故、十二、轉、ハ、皇、初、の、熟、つ、考、あり、
三十、頃、田、畑、
二十、頃、ハ、皇、初、の、熟、つ、考、あり、
故、十二、轉、ハ、皇、初、の、熟、つ、考、あり、
尉
二十、轉、ハ、皇、初、の、熟、つ、考、あり、
故、十二、轉、ハ、皇、初、の、熟、つ、考、あり、
柱
國、後、二、品、あり、正、二、品、の、水、業、田、四、十、頃、後、二、品、也、
廿五、頃、を、い、れ、熟、位、の、位、田、を、減、し、たり、皇、國、を、い、い、り、

あり、
と位田の... 食封位... 熟位...
蔭子位子のお...
蔭子、位、子、の、お、身、の、法、
位、子、ハ、熟、日、本、ハ、養、老、二、年、十二、月、唐、始、定、外、
六、位、内、外、物、位、及、七、等、子、年、廿、七、上、為、依、分、資、人、八、年、一、替、と、あり、格、と、い、い、り、
も、い、い、り、る、り、也、
その、も、い、い、り、る、り、也、
長上番上...
一、官、位、を、い、い、り、
食、封、位、を、い、い、り、
唐、國、の、割、
度、水、業、田、を、い、い、り、
三、十、頃、田、畑、を、い、い、り、
尉、を、い、い、り、
柱、を、い、い、り、
國、後、二、品、あり、
廿五、頃、を、い、い、り、

冠位通考

案衣服令敷位服色其制不顯即知一寺以下不慶雲三年の史に敷位者不着朝服

帶天位者皆着黃袍也其當位下

制之黃袍の人朱紫のる不寺一

たるへ一史に神護景雲元年三月丙寅勅近衛將曹從

六位下間人直足人等感會風雲奮激忠勇超群拔衆斬寇

賊兩朕以嘉其武節賞此高勳宜義服先榮容儀標異自今

以後諸勳六寺以上身在七位而帶職事者許執牙笏并

用銀裝刀帶等及元日寺部着當階色一

刀帶五位以上の服をの三位以下も金装刀帶をのそれと敷位と一考い

目と意日こそあれ他日八位縁をり一

ノ此事をけられたるを何の由一

七位階ハヤ上れる世より絶て一

い一

傳一

カ一絶一

親王の位階ハ一員二員三員一

よ一

親王ハ志一

と一

冠位通考

あつてもや何事もさかばいさしと恭差しなむいひたる人
もさかばいさし何事もさかばいさしと恭差しなむいひたる人
令よ親王二品太政大臣二品左右大臣諸王諸臣正從一位
太政大臣正從二位左右大臣とあり官のあつて大臣とて
一二品と一二位とありたれや一二品と一位二位とあり
えさかばいさし親王八公卿ありていひたる人さかばいさし
すさかばいさし田食封の差降をさかばいさしとて據りて
いふ況をいひて官位令のさかばいさしを況てば感とありさかばい
さし二品とありさし親王を任せしと三公と一二品とあり
當一諸臣を任せしと一二位とあり當一て任人の品格よ

ふりて同官をさし尊卑をせん。 式部式に親王諸臣不得
王と諸臣とを左右して親王大臣とて諸
臣大臣はいちして相敵せざるべしとあり 尊卑を位とてさかばい
あつての官は據て位とさしとて式部式に凡諸王諸
臣任大臣者不得以親王為左右大臣但得任八省卿
云々といふあり故に諸臣大臣親王左右大臣
は任する時を親王より親王より法をたて妨をささぐ如
くせられ三公以下は官廳よりきて政をたてお國八道
徳よりて儀刑する職をたて下よりさし親王
諸臣の下よりさし親王より親王より法をたてお國八道
大臣は任するに八省以下あり常子廳よりさしと大

臣と列帝とるよりなきを^一一^一文勅亦^一大位の上
 にも^一法を^一ね^一む^一け^一り^一け^一り^一彼^一管^一なる^一も^一親^一王^一と^一も^一同
 じ^一も^一それ^一れ^一と^一事^一の上^一に^一も^一親^一王^一の^一事^一に^一ほ^一む^一を^一ね^一む^一階^一
 不^一を^一し^一必^一卿^一を^一用^一ふ^一へ^一き^一め^一ん^一義^一深^一を^一代^一官^一と^一す^一る^一例^一を^一り^一
 儀式 延在叙位の條 卿^一式^一の^一叙^一親^一王^一大^一輔^一叙^一三^一位^一以
 上^一及^一四^一位^一參^一議^一少^一輔^一叙^一五^一位^一以上^一親^一王^一任^一卿^一大^一輔^一帶^一參^一議^一者^一
 令^一權^一輔^一授^一之^一 江家次第 二^一省^一率^一叙^一人^一參^一入^一先^一親^一王^一 叙人の
 次^一式^一部^一卿^一代^一 此系後 とある如く傳て 諸^一王^一の^一下^一に^一し^一る^一
 諸^一王^一天^一皇^一の^一親^一屬^一と^一が^一り^一を^一人^一に^一し^一る^一を^一り^一
 され^一天^一武^一天^一皇^一の^一四^一十^一八^一階^一と^一し^一親^一王^一諸^一王^一位^一階^一を^一お^一さ^一

一^一と^一して^一諸^一王^一と^一別^一を^一り^一る^一を^一大^一寶^一令^一り^一諸^一王^一は^一
 況^一て^一親^一王^一と^一異^一を^一り^一制^一を^一り^一け^一り^一け^一り^一人^一に^一し^一る^一を^一
 くて^一諸^一王^一は^一い^一は^一れ^一る^一事^一多^一選^一叙^一令^一ふ^一凡^一應^一授^一者^一親^一王^一四^一品^一
 諸^一王^一五^一位^一諸^一王^一初^一位^一以上^一と^一ある^一文^一ハ^一親^一王^一四^一品^一め^一り^一て^一諸^一
 王^一一^一位^一 此れは 諸^一王^一五^一位^一め^一り^一て^一諸^一王^一一^一位^一と^一行^一立^一
 して^一さ^一う^一と^一し^一て^一事^一迹^一を^一り^一ぬ^一三^一位^一以上^一と^一公^一卿^一と^一
 して^一さ^一み^一り^一て^一位^一次^一を^一り^一ぬ^一一^一と^一儀^一式^一
 郎^一會^一の^一標^一を^一り^一ぬ^一次^一中^一納^一言^一標^一三^一位^一參^一議^一非^一參^一議^一三^一
 位^一王^一四^一位^一參^一議^一少^一退^一在^一此^一列^一次^一王^一四^一位^一五^一位^一標^一次^一は^一位^一標^一次^一五^一位^一
 標^一と^一あり^一て^一公^一卿^一の^一位^一と^一王^一氏^一の^一標^一を^一り^一ぬ^一し^一る^一を^一

者始着當階之色列於六位之上

ハ勲位のときよりいふべきを
めつ便よりいふ故考ハ從

五位上の下位五位下の上をハ官位令文あり特ハ格別と云れ付みより
退せざるよりいふ五位六位ハ殊なる養父あり大元とありハ六位の列にたらん

六位諸王着纁者次之ハ後六位下の諸王ハ六

位上の諸王のあたらしハ纁といふこと今義解ハ三染

纁也とありて纁のそらうすきこと今朱纁といひて

并官檢非違使大夫外記史などの着る色目也

衣服令ハ凡服色白黃丹紫纁方纁紅黃纁纁

補陶綠紺纁如此之屬當色以下各兼得服之とあり

六位と云着るべきことあり王氏ハ優して服色

を換られたるより服色を換られたるよしあり諸王の

六位の上よりいふあり六位ハ六位なり大元とあり

御祭堂を吳宴會席をこころむハ度の割度

ハ親との恩なりハ四世王ハ天會五等の親九族の

十二月九日勅今案辭皇親之蔭事具令條而宗室之

亂枝族已衆欲加榮班難可圖及是以進仕无階白首不

調養言於此實合於恕宜其四世五世王及五世王嫡子年

滿廿一者叙正六位上但庶子者降一階叙自今以後立為

恒例とありと五世王以下の從六位下とありとありと

ついで階を進めらるるよしあり同日十七年同五月廿三日

の勅しるし。依よ令し五世之王雖得王名不在皇親之限ま。爰
遂た慶雲昇居親限如聞頑固之輩苟矩モト徽祿ヒ携ヒ卷庸流
名為已胤しん。遂附屬藉以汚宗室しん。徒速禍於一已し。同念延黷
於七廟朕所以丁寧遇於再三しん。曾不改悟跡長しん。奸監靜言
其幣しん。深合懲清しん。宜停後格しん。一依令條しん。云々しん。とあり。此れ
五世教を令條しん。よし。られたる。よし。て四世五世王に賜徳の六位に叙
せらる。よし。十五年の格のまし。なり。よし。とあり。よし。て類聚圖
史よし。はし。らの叙位を裁せたるをよし。る。よし。六位の王氏に教あり。
嵯峨天皇しん。よし。子しん。の姓をよし。ひし。とあり。親王の子の姓しん。
わし。くし。よし。きし。やし。よし。ちし。ありて。男しん。のしん。きし。をし。源平しん。をし。をし。あり

延壽天厲のころよし。まし。りて。五世教しん。をし。ありて。親あり。よし。
たし。某王しん。よし。なり。よし。皇宗しん。の姓しん。をし。ぬし。もし。あれ。
三世四世のしん。よし。あし。つし。次しん。天厲しん。の降しん。断絶しん。たる
よし。とあり。よし。次しん。の次しん。弟しん。をし。賜
女しん。王しん。祿儀しん。をし。男しん。王しん。の儀しん。をし。
法師しん。の位階しん。をし。僧綱しん。をし。置しん。後しん。道徳しん。をし。崇しん。む。
位階しん。のしん。よし。天平しん。寶字しん。四年しん。ありけり。め
て此事しん。あり。そのしん。傳しん。燈しん。位しん。あり。傳しん。行しん。入しん。位しん。傳しん。燈しん。位しん。
位しん。傳しん。燈しん。滿しん。位しん。傳しん。燈しん。法師しん。位しん。大法師しん。位しん。としん。次しん。弟しん。昇しん。をし。守しん。修行しん。位しん。
あり。修行しん。入しん。位しん。位しん。滿しん。位しん。法師しん。位しん。大法師しん。位しん。

大正師より侍灯を授けし修行を授けし昇る一階之妻史は延暦廿二年大正師善
謝と云ひ侍灯と唐任の位号とて呼ばれ延暦廿四年修行大正師榮真侍灯大
正師勝慶を以ててと昇進守後根よ應じて惠業侍灯行業修行
大正廿六年定あり

と方ときたる之修行位を授けて更侍灯を授けよありねと名ハ

九階よてと實ハ五階と云はれ俗位よありと大正師位

と四位よ二色の法師位と五位よ下より史の文満位と六位勅授とあり

よ位位ハ七位よ八位よありて下より本文上階と

判校と云ふ事下より大正師位下より貴族のありと云ふ大正

師位と僧中の一位あり五位よありとて一位二位三位ハ拾芥

抄よ職原抄の抄よありとて延暦十七年九月九日治

部省解いありの僧位與俗位相當僧綱條備僧位有

五階入位住位満位法師位大正師位即准此又無位僧當

八位五位僧を八位よありと何れと云ふと攝昇大臣のよとて叙位

入位僧當七位住位僧當六位満位僧當五位五位ハ奉授也

六位法師位僧當四位大正師位當三位已上よりありと云

たりあり延暦の比と失謀すきり文章と右辨

をすい詳文と偽造をのきりめせありて

ありとて採載のひえんけ次よ又一義ありハ世の信託公卿と

僧綱と同く勅行する事ありきり何位あり

ても用なき事ありきり後きりの分をとりてや

續日本紀天平寶字四年七月庚戌大僧都良弁少僧都
總訓律師法進等奏良知非酬勲庸業と名して慈庸と
無用證真之誠不差行位詎勸流浪之徒今者像教將
季マタ緇侶稍怠若無褒貶何顯善惡請制四位十三階四位は位と
十三階は位は師位と
任位滿位法師位と三後之位各この階ありて十二階別は法師位ありて
十三階大は師位と三階は三後之位ありて十二階ありて十二階別は法師位ありて
三階大は師位と三階は三後之位ありて十二階ありて十二階別は法師位ありて
三階大は師位と三階は三後之位ありて十二階ありて十二階別は法師位ありて



以後三學六宗就其十三階中三色師位并大律師位准勅

授位記式自外之階准奏授位記式勅後ハ四位の位あり叙

位郎且具別紙勅後ハ六位あり

勅報曰省來表知具示勸誠緇徒實應利益分置四级恐

致勞煩唱持三色は四位を分置して各稱多入位位位滿位法師位并傳灯修持

故其修行位誦持位准用一色勅後ハ四位あり

不為數名若有誦經忘却勅後ハ四位あり

戒行過失者待衆人知然後改正但師位等級宜如奏狀勅後ハ四位あり

此外天平神護二年修行進守大禪師基真と

あり四史各々の位なくありありあり

位を授けたるは、貞觀の史より傳位は師位大律師位 杖を授けたるは、貞觀の史より傳位は師位大律師位

類聚國史より修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

年延暦廿一年修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

修行法師先曉延暦廿一年修行法師、定長

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

貞觀の史より傳位は師位大律師位

大甲階正六位上階すして十九階あり。今條の制度に
 わり守天平勝宝元年東大寺八幡宮に位階を授けたる
 そけいめしむありたる史。十二月丁未大神祇直佐太朝
 臣社女拜東大寺天皇太上天皇太后亦因行幸。因
 奉大神一良比咩神二良。二年正月戊子奉元一良
 八幡大神封八百戶位田八十町二良比賣神封六百戶位田
 六十町。一良八十町二良六十町。ある割分の數より人々
 里世附く神田神封を授けらるへきと云ふ所あり。けり代は
 押さるるをみわくせられたる附して外位を内官に叙し數位を
 勲功をきく
 たりし上六位上と叙し僧侶に二さぬ階を置られたるにけり
 ありし。尊卑の階級もそのみわくせられたるにけり。

格式を云ふに、守堅固の別儀あり。て
 寶龜延暦大同弘仁を以て世事なり。て天
 皇紀文より、順和嘉祥貞觀元慶神階の叙位教らる。と
 多々んち世及く神封位田のさしきとて。童升敏智の記
 授けらる。位田を寄らるへき料なり。いふ人あり。神位といふもの他あり。ぬ
 敬らるるや。人のみわくせし事なり。と云ふ。元正位より位田食封八鹿年
 ち。ちいて收公せらる。ゆをけり。限あるを神位承代をへたを。一寄らる。れ
 容易の事あり。す。て一日の教。臣社叙位せられたる。あり。けり。あり。ぬ
 新叙がほ。食封位田を。し。て。天下の戸田。神。尊卑の階級
 半。退る。昔。早免ハ不通の流あり。神。尊卑の階級
 あり。神階の称号を別。と云ふ。あり。て。王位を
 叙する位階を用らる。て。快しありぬ
 と。神ハ神化の尊卑を人位の階に別物をあり。

母のもしも若くしては跡一色にしくしえい
 送らるる母少納言の母もあつめをば
 とあきたるる人もあつりしははるる人
 のいしよりのこころのもしもはるる人
 ありありやとせられしは二位三位車
 ありありしは二位三位しはるる
この世に一條院の時あり二位
 大政大臣の母も二位といふ 神よかりりしてもなるたふす
 あらまきかんと車ありありしはるる人
 比し神しはるる人
 ありありとあるはるる人
 ありありとあるはるる人

位以下逢下位五位以下逢三位以上六位以下逢四位以上
 位已の逢五位以上皆下馬餘非雁致敬者
内は伯叔兄弟列は皆不下とありしはるる人
 八神人八人類をいして多くはるる人
 湯入きよあつりしはるる人
 のふも門外一條の公路しは神境あり下馬車
 へきふもあつりしはるる人
 信仰ありん人を拜せられしはるる人
 人さるるせられしは不敬とありしはるる人
 一位大臣の第宅のたふし下車して過るる人

次式文ハ途中ニ親逢ハタル時のはりともほく別儀を
を子細ありきよ玉いりて申し候へば又途中の礼
節にて端せん（り）唯後倒し申し候へば四位の少納言二位下
るせはるハ非恭議の二位の申し候へば又途中の禮
官式文ハ應致敬者とある人々や下馬せはるやあり
や候へば一の式の下文ハ應下者乘車及陪從下
とあれは二位と四位の況に候へば又途中の禮
すし候へば申し候へば候へば候へば候へば候へば
候へば候へば候へば候へば候へば候へば候へば
候へば候へば候へば候へば候へば候へば候へば
候へば候へば候へば候へば候へば候へば候へば

を候へば後世いふとあやうくて人神は奉らぬを
幣カといひ下下候へば候へば候へば候へば候へば
奉穀奉幣亦預りて候へば候へば候へば候へば候へば
只類懸念満ちる事なれは神々神々をさくおつ候へば
事なれは神々人階を候へば候へば候へば候へば候へば
は神をいふとあやうくて人神は奉らぬを
つらふを候へば日本紀にも候へば候へば候へば候へば
事なれは神々命を候へば候へば候へば候へば候へば
候へば候へば候へば候へば候へば候へば候へば
候へば候へば候へば候へば候へば候へば候へば
候へば候へば候へば候へば候へば候へば候へば

の世に十の巻國造の本紀
 此書は道とつとれ論うり
 文小述有注せられぬる
 古三十五歳

此書は道とつとれ論うり
 文小述有注せられぬる
 古三十五歳

まで識家小いいて識識少くさきとそハ皆取小たりぬ
更にて此書ハしと字者必識記して常小口熟後世と教導
何事要の文章あり

- 二卷 安万侶奏上の序文と載てくしく解る次小系圖 二十卷より古事記の
きりの神人の系譜小して間論注と加ふ
- 三卷 天地初發の段 一丁 神代七世の段 三十三丁
- 四卷 かのり島の段 一丁 神代七世の段 三十三丁
- 五卷 大八島成出の段 一丁 諸神等生坐の段 三十三丁
- 六卷 伊邪那美命御石隱の段 三十三丁 迦具土神被殺の段 三十三丁
- 七卷 夜見の段 一丁 御身繼の段 三十三丁
- 八卷 三柱貴御子御事依の段 一丁 須佐之男命御啼いさらの段 三十三丁
- 九卷 御宇氣比の段 一丁 男御子女御子御詔別の段 三十三丁
- 十卷 須佐之男命御荒備の段 一丁 天石屋戸の段 三十三丁
- 十一卷 須佐之男命御被避の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁
- 十二卷 須賀宮の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁
- 十三卷 須賀宮の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁
- 十四卷 須賀宮の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁
- 十五卷 須賀宮の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁
- 十六卷 須賀宮の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁
- 十七卷 須賀宮の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁
- 十八卷 須賀宮の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁
- 十九卷 須賀宮の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁
- 二十卷 須賀宮の段 一丁 大國主神御祖の段 三十三丁

- 十二卷 少名毘古那神の段 一丁 幸魂奇魂の段 十六丁
- 十三卷 大年神羽山戸神御子等の段 二十八丁 天若日子の段 十五丁
- 十四卷 國平御議の段 一丁 日向宮御鎮座の段 六十五丁
- 十五卷 大國主神國避の段 一丁 後田毘古神御射かの段 八丁
- 十六卷 御孫命御天降の段 一丁 木花佐久夜毘賣御子産の段 三十三丁
- 十七卷 後女君の段 一丁 綿津見宮の段 九丁
- 十八卷 御幸易の段 一丁 鶴羽産屋の段 六十二丁
- 十九卷 大照命奉仕の段 五十三丁 鶴草葦不合命御子等の段 八十九丁
- 二十卷 鶴草葦不合命御子等の段 八十九丁 神武
- 二十一卷 高岡宮の段 一丁 白檮原宮の段 神武
- 二十二卷 境岡宮の段 一丁 蘇德七丁 深心宮の段 安寧 七丁
- 二十三卷 秋津島宮の段 一丁 孝安 三十四丁 掖上宮の段 孝昭 十七丁
- 二十四卷 境原宮の段 一丁 孝元 一丁 黒田宮の段 孝天 三十八丁
- 二十五卷 水垣宮の段 一丁 崇神 伊邪河宮の段 開化 四十二丁
- 二十六卷 玉垣宮の段 一丁 無仁 景行
- 二十七卷 日代宮の段 一丁 景行

源又。古拾人古。た。く本とひも説いのどと
躬此古葉徳の本。る。もれ居。は。こ。と。つ。次。し。し。今
弦。畧。葉。徳。本。も。と。東。そ。ら。先。あ。と。よ。よ。か。十。の。三
の。解。畧。本。も。と。東。そ。ら。先。あ。と。よ。よ。か。十。の。三
三。作。類。時。て。九。の。び。の。つ。々。て。く。し。せ。以。三
人。者。畧。吟。る。の。そ。〇。説。と。い。の。翁。如。例。も。今。十
な。橋。抄。古。の。一。本。こ。附。枕。と。と。い。後。茂。翁。久。同。と
ア。千。の。日。合。る。元。〇。録。詞。も。と。い。出。小。翁。の。り。し。じ。し
け。蔭。の。日。合。る。元。〇。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
る。と。う。若。外。借。活。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
よ。聊。つ。宮。小。元。字。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
し。げ。し。神。古。奥。本。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
文。以。と。主。葉。書。抄。一。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
と。上。し。難。の。畧。合。本。の。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
橋。元。の。波。先。畧。官。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
要。例。の。祖。集。官。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
比。の。イ。江。祐。茂。東。本。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
〇。平。田。茂。前。九。七。代。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
二。春。世。建。の。の。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
十。海。恭。長。考。解。本。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
卷。瀟。轉。の。葉。抄。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
目。道。写。に。上。抄。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今
卷。別。加。合。國。注。注。ま。九。せ。も。の。家。い。き。か。今

十卷。猶。十。持。ハ。上。る。他。大。と。十。と。一。四。る。ら。十
五。と。卷。九。家。戲。娘。な。と。夫。稀。一。ひ。の。千。〇。さ。の。内
と。し。流。世。集。笑。子。り。か。の。て。十。ひ。の。卷。三。惣。る。の。内
十。今。と。ハ。の。蘇。の。今。も。家。卷。二。し。二。百。哥。よ。し。の。内
一。の。微。家。中。と。贈。の。り。集。と。上。集。じ。の。十。首。の。を。六
の。五。細。持。不。の。和。十。て。今。結。ふ。り。と。風。さ。し。事。い。の。六
卷。と。十。の。も。せ。今。の。二。七。た。ら。る。大。り。雲。ひ。り。の。六
と。九。考。家。あ。る。十。卷。の。卷。の。六。の。時。今。加。抄。の。其
今。卷。の。め。ら。六。ハ。の。新。の。の。卷。の。六。の。時。今。加。抄。の。其
の。と。十。を。事。今。に。河。の。御。使。の。誰。と。聊。と。古。の。集。上。憶。良
ハ。し。を。事。今。に。河。の。御。使。の。誰。と。聊。と。古。の。集。上。憶。良
と。今。の。の。三。村。前。後。由。の。歌。と。中。臣。宅。集。守。り。と。良
十。九。卷。と。る。四。六。八。家。持。も。哥。八。家。中。茅。と。良
と。と。し。り。由。八。家。持。も。哥。八。家。中。茅。と。良
今。の。卷。と。七。を。加。茂。翁。の。卷。と。良
四。と。し。今。の。の。八。の。卷。と。良
十。三。の。の。八。の。卷。と。良

万
一

未此万葉集畧解をて三月十七日寛政三年二月十日よ
て此万葉集畧解をて三月十七日寛政三年二月十日よ
多岐の千蔭とありて同八月二十二年正月十日
書成せぬ橘の巻首に寛政三年三月十日
大正の例たり○此書畧解に題す月廿五日自序に
訓と証の誤り改むるの書畧解に題す月廿五日自序に
假字の誤り改むるの書畧解に題す月廿五日自序に
て事れく大取遊言の書畧解に題す月廿五日自序に
る歌と解りく益めく家全の注釋と此記の精密を得る
彼も暇ひ此畧解の諸名く家の全備し少らぬと見れば
未此万葉集畧解をて三月十七日寛政三年二月十日よ

板元

尾州名古屋本町通七丁目

永樂屋東四郎

三大考

鈴屋翁門人暇部中庸著
の初發より余の如成堅○天の地國土のりか
細に説明ゆ古来の深大疑を得ては新小の趣を神代
此三考小泉と流述の三つらむる靈御社と書と卓論
大の地を測る小泉と流述の三つらむる靈御社と書と卓論
の異小の測る小泉と流述の三つらむる靈御社と書と卓論
神代傳の測る小泉と流述の三つらむる靈御社と書と卓論
小未往の測る小泉と流述の三つらむる靈御社と書と卓論
通達なしたるものなはるとこれ表裏せし神代傳の測る
真の國の先生の由り小考と此神代傳の測る小泉と流述の
が西の國の先生の由り小考と此神代傳の測る小泉と流述の

一冊

三考

そしくも教出るるうもかくてふと高天原も夜之餅國
をいふうしきくまぬくハウらびぬも云と榊
もと古事記傳十セの春の次小附らる

神代正語

三冊

書名かみよのまさみと中訓を上の上代の更ハ上代の
遺小抄らひて古言と失ひ古意と知小害多し古事記ハ
古言と傳ふるを能くせしむるにたまたまバ文字の傍小片假字
つきて訓のわらふを訓返さるべしと讀者も猶文字小目的
だ小綴らひ假字小書なし初心の華小よみ習せんと
いひひらり假字小書なし初心の華小よみ習せんと
四月五日のわらにき終られたるよし序文ゆと巻首
合せて見えたて其幹裁ハ神代の巻と古事記と書紀とよ

異ていと訓のわらひと二冊別りハあげど同更の
二冊別りハあげど同更の
つらけらるる訓のわらひと二冊別りハあげど同更の
し一々訓注と附瀆濁のさとりを嚴重なり○初學の筆
も先此正語とよみ熟て古事記傳をもよむ時を學業
の本末とよみ熟て古事記傳をもよむ時を學業
人粟田土満序横井千秋主殿あり

出雲國造神壽後釋 二冊

往昔年々二月三月又正月二月三月四月五月六月七月八月九月十月十一月十二月
延小參て物献りて神壽といふとと奏こと有其後式
詞の部小載られて詞と調といと古く他書小なき神代
の傳も残りいそしく先でたき古文章なれば加茂真淵

小行とて初学の見るべき為として類題のあまた出ま
 ぬ大くとえらひに疎よて哥数の多きを風解の出来
 ぬまの座右小かきても益あるを多しを柳歌の詞やさし
 かと座右小かきても益あるを多しを柳歌の詞やさし
 く心むし新哥との高くとよむのなる詞と心さ人も異
 さらむし新哥との高くとよむのなる詞と心さ人も異
 様ふのみなま行てこま好むとよむのなる詞と心さ人も異
 じと詠歌修行ありを此ありぬ更なき三代調題とのさなる
 と和歌の文政五年春松齋藤井高尚ぬし跋あり
 巻尾の文政五年春松齋藤井高尚ぬし跋あり

江戸職人歌合

二冊

東北院職人哥合鶴岡放生會職人哥合ちどの風小倣ひ
 江戸當世の職人とあつてをりて七月十日浅草の親
 音堂小通夜し月と恋れ題もて哥よみとて勝負とつけたり
 ひ名主能も哥よみ判者よるて勝負とつけたり

やうにつくまふしたる戯筆小て難陳もあり哥の例の
 ざく俗談とまじへるが今の狂哥者流のえせ哥よ
 ありて上手の口つきいらぢるく画も加へたり小その
 さよ見らぶとしいやく興深き哥合あり

- 一番左名主 右大屋 二番左儒者 右医者
- 三番左八卦見 右人相見 四番左いしと 右願人
- 五番左青物賣 右魚賣 六番左虫賣 右笛賣
- 七番左馬方 右車引 八番左呉服屋 右少きや
- 九番左女郎 右藝者 十番左夜鷹 右船饅頭
- 十一番左織多 右乞食 十二番左薦者 右取畑
- 十三番左猪牙舟こぎ 右四ツ手駕かき 十四番左寛兵衛獅子右輕業
- 十五番左とみや 右湯屋 十六番左紙屋 右茶屋
- 十七番左酒屋 右餅師 十八番左みき賣 右さる賣
- 十九番左筆結 右経師 廿一番左屋根菅 右左官
- 廿一番左墨刺 右石切 廿三番左水きりや 右上菓子屋
- 廿三番左付木賣 右幕賣 廿四番左座頭 右山伏
- 廿五番左念佛宗 右題目宗

石原正明弟 齋 殿 文化五年五月十五日 伊豫國小てか

けろ序ありてまよ正明の奥書ありて若江戸職人哥合ハ
文化二年七月十日浅草寺小依て傳寫と聽さる磯部千貝開
書を春野にて莫遊とて小依と賜ふ珍重とて予以爲世屋
藤原春野に世に猶四山賊ありて昭織入を以て文化小瀬
封をへき剋舜の民小勝もるもの重て珍重
浴せしむ剋舜の民小勝もるもの重て珍重

玉勝間 附目錄一卷 十五冊

是ハ本居翁の隨筆にして若干より讀書の度抄録あり
てヤアすつべき小ものりぬ更と始事に觸るて彫聞あり
しこやの沙汰道にうれぬ教のこふ俗の習何と定葉
小よれる風流今昔有鄙よつと一なる土俗の習何と定葉
尋常の人比よしく年頃靴のまふく書とさよとたるが
金華の換らよき重宝とたりぬの尾奇雅嘉云書體全く
隨筆の文化九年正月植樹有傳説よ小も記録の教多し

むのうさら女つくろはずうきやり給へるハ今も吟づ
から物ら信等とたまふやう小人の御許小さぶらひてい
たらせ有翁の彫下あちしてマの初若菴よらひてい
の巻まで彫後他筆小清書と初編も寛政六年刊行の
以下三巻づつ彫刻し目録一冊と録へて十五卷五度小し
て成就もる中孫本居萬呂目録の後小見れる人の
便宜とせしむに依りて玉がつかまはみてあしり野
の巻をさびふと一巻の前の記やうて割とせり
一の巻 初若菴 李茶 二の巻 櫻の落葉 茶 三の巻 ちちね 李茶
四の巻 ちちね 李茶 五の巻 枯野のまき 茶 六の巻 ちちね 李茶
七の巻 ちちね 李茶 八の巻 鏡の下葉 茶 九の巻 花の酔 茶
十の巻 山骨 李茶 土の巻 さのうら 李茶 土の巻 山ふき 茶
十一の巻 ちちね 李茶 土の巻 さのうら 李茶 土の巻 山ふき 茶
十二の巻 ちちね 李茶 土の巻 さのうら 李茶 土の巻 山ふき 茶

發行

書肆

江戸日本橋通二丁目

同 日本橋通二丁目

同 淺草茅町二丁目

同 日本橋通二丁目

同 芝神明前

同 兩國横山町三丁目

同 芝神明前

大坂心齋橋通北久太郎町

同 心齋橋通安土町

同 心齋橋通博勞町

同 心齋橋通安堂寺町

京都參屋町通姉小路上

尾州名古屋本町通七丁目

須原屋茂兵衛

須原屋新兵衛

須原屋伊兵衛

山城屋佐兵衛

岡田屋嘉七

和泉屋金右衛門

和泉屋吉兵衛

河内屋喜兵衛

河内屋和助

河内屋茂兵衛

秋田屋太右衛門

俵屋清兵衛

永樂屋東四郎

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

早稲田大学図書館

011888000536